

フィンランドフェア企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

フィンランドフェア企画運営等業務

2 目的

佐賀県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとしてフィンランドと交流を深めてきた。フィンランドは佐賀県にとって特に重点を置いている連携相手国である。本イベントを通じて、フィンランドと佐賀県との連携や関係する様々なコンテンツの対比・組み合わせ・融合等のコラボレーションを県民に知ってもらう機会をつくり、今後の交流や更なる取組の創出につなげていくことを本事業の目的としている。

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金曜日）までとする。

4 事業概要

名 称	フィンランドフェア in SAGA シリーズ 6
期 間	令和 6 年（2024 年）11 月 16 日（土曜日）～17 日（日曜日） セレモニー： 日時 11 月 17 日（日曜日）11:00～12:00（予定） 出席 知事、フィンランド政府関係者 等
会 場	こころざしのもり（佐賀市城内 2 丁目 1 番 41 号）
内 容	フィンランドの要素やコンテンツを取り入れたマルシェやワークショップなどのコンテンツを提供すること。 フィンランドのライフスタイルや県の推進するオープンエア施策に沿った企画やコンテンツを提供すること。

なお、同時開催予定の各イベント（一部を除く）は共同運営につき、共用費用（事前チラシ、当日パンフレット印刷、駐車場、交通規制に関する CM 等）として契約金額の中に 1,000 千円（税込）を見込むこと。

また、上記パンフレット掲載用のデータ制作は受託者側で行う。（昨年参考：A5 サイズ×4 ページ程度）。

《提案を必須とするコンテンツ案》

- ・ 話題性およびフィンランドと親和性のある集客施策(2日間)
- ・ セレモニー時における集客イベントの企画
- ・ 話題性のあるサウナコンテンツ
 - ※脱衣式サウナを企画する場合は、保健所等の申請はすべて委託事業者側で行い、サウナ参加者および非参加者双方への視覚的配慮(目隠し等)を行うこと
- ・ フィンランドを中心とした北欧雑貨の販売およびフィンランドデザインの展示企画
- ・ “フィンランド×佐賀” フード・グルメ企画
 - ※原則として佐賀県内飲食事業者を主とすること。
- ・ 県民に向けて「フィンランドと佐賀の連携や取り組み」を、自然と理解を促すことのできるコンテンツの企画

5 業務委託の内容

(1) イベントの企画・運営に関する業務

必要に応じて以下の業務を実施すること（イベント開催にあたり不要と判断される業務は、県と調整の上適宜割愛してよい）。

- ① イベントの企画・内容
- ② スケジュール・タスク進捗管理
- ③ イベントの運営
 - 出演者対応、航空券・県内（会場までの）移動手段・宿泊先・食事等の手配、通訳・翻訳の手配及び管理、出展者調整・対応、司会・スタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、会場内監視・警備、安全対策、進行シナリオ、スタッフ用運営マニュアルの作成、ゲスト及びスタッフ関係者証の作成及び配布、ワークショップを実施する場合は出演者や物販に係る各種調整、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等
- ④ 会場レイアウト・設営
 - 看板の制作・設置・撤去、会場設営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作（オペレーター含む）、撤去、原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内外の賑わいづくり 等
- ⑤ 物販（実施する場合）
 - 売上（委託販売の場合は委託販売手数料）は全て受託者で収入し、本業務委託契約とは別会計とすること。
- ⑥ その他イベントの実施に必要な業務

また、イベントの開催に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を含むユ

ニバーサルデザイン、多言語対応、多様性、エシカル消費などのサステナブルな社会を目指す取組に配慮すること。

※参考：さがすたいる HP「イベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/content/event/>

(2) 広報に関する業務

- ① 公式 Instagram(@finfair_saga)を活用した PR を日常的に行い、効果的なタイミングで WEB 広告を行うこと。
- ② パンフレットの制作に関する業務を行うこと。
(共用パンフレット内 4 ページ(A5 サイズ)のデータ制作 等)
- ③ その他、TV、新聞、ラジオ、ホームページ等、各種情報発信媒体を活用した告知等の効果的な情報発信を行うこと。
なお、更新可能な媒体を活用する場合は、随時最新の情報に更新すること。

(3) その他企画・運営業務

- ① 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・業務実施体制図等を作成すること。業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。
※同日開催を予定する近隣イベントの運営受託者等と連携しながら業務を進行すること。
- ② イベント開催時の写真を撮影し、サムネイルデータとともに納品すること。
- ③ 参加者数のカウント及び参加者によるアンケートを実施・集計し、本業務の効果分析・検証、報告を行うこと。
- ④ その他、実施に係る業務全般を行うこと。

6 委託料の支払い 前金払、完了払

7 成果品

次に掲げるもの（紙媒体およびデータにて）を提出すること。

- (1) 本業務の実績報告を記載した業務完了報告書
- (2) 本業務で制作した各種コンテンツ、情報発信等に係る媒体等のデータ（AI データ(アウトラインあり・なし)も含む)
- (3) 本イベントで購入・使用した物品および制作物
※上記物品類は原則としてイベント終了後に県側に納品をするものとする。

8 留意事項

- 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者および従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- 関係市町や関係団体等と適宜連携及び情報共有しながら進めること。
- 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント開催の2週間前までに県（国際政策グループ）に提出すること。真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）および購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本事業の一部については、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払わなければならない。個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。